

佐賀県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年四月十七日から平成二十一年五月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
一般国道 二〇四号	伊万里市瀬戸町字早里浜一七三五番一地从先から	伊万里市瀬戸町字永浦二八五五番一地从先まで	後	一九・一 ） 一三・〇	二二二五・四
	伊万里市瀬戸町字早里浜一七三五番一地从先から	伊万里市瀬戸町字永浦二八五五番一地从先まで	前	一九・八 ） 一二・四	二二二五・四